

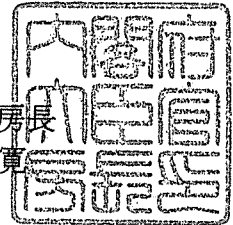


府人第 7 2 7 号 - 1
令和 3 年 6 月 2 1 日

行政文書開示決定通知書

福田 護及び別紙請求者目録記載の者 殿

内閣府大臣官房長
大塚 幸寛



令和 3 年 4 月 2 6 日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
2020 年の日本学術会議会員の任命に関する以下の 1 ないし 4 記載の文書
 1. 杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書
 2. 2020 年 12 月 10 日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書
 3. 日本学術会議が推薦した会員候補者 105 名の任命に関して内閣総理大臣に提出ないし発出した文書
 4. その他一切の文書
- 2 開示する行政文書の名称
 - (1)令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①
 - (2)令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②
 - (3)令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③
 - (4)令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における伝達記録
 - (5)日本学術会議会員の任命について（文書番号：府人第 1181 号）
 - (6)承諾書
- 3 不開示とした部分及びその理由
 - (1) 上記 2 (1)から(3)までの開示する行政文書のうち、人事に係る事務の内容についての記載については、これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号ニに該当するため不開示とした。
 - (2) 上記 2 (1)から(4)までの開示する行政文書のうち、任命されなかった候補者の氏名、専門分野及び所属・職名に関する記載については、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第 5 条第 1 号に該当するとともに、こうした情報を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号ニに該当するため不開示とした。
 - (3) 上記 2 (5)の開示する行政文書に記載された内線番号は、業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすると、本来の目的以外に使用さ

れるなどして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため不開示とした。

- (4) 上記2(5)の開示する行政文書のうち、「日本学術会議会員候補者推薦書」及び「第25-26期 会員候補者名簿(案)」に記載された、任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性別、年齢、所属・職名、及び専門分野については、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号に該当するとともに、こうした情報を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号ニに該当するため不開示とした。
- (5) 上記2(6)の開示する行政文書に記載された住所、自筆の日付及び氏名、印影は特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

4 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法等により、開示の実施を受けられます。なお、開示請求において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の 種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施 手数料(※)
A4判の文書又は図 面を開示する場合	閲覧	100枚までにつき 100円	200円	0円
A4版文書 合計148枚 (うちカラー4枚)	複写機により用紙に白 黒で複写したものの交 付	用紙1枚につき10円	1,480円	1,180円
	複写機により用紙に白 黒又はカラーで複写し たものの交付	用紙1枚につき 白黒 10円 カラー 20円	1,520円	1,220円
	スキャナにより読み取 ってできた電磁的記録 をCD-Rに複写したも のの交付	CD-R1枚につき100 円に、文書等1枚ごと に10円を加えた額	1,580円	1,280円

電磁的記録を 開示する場合	用紙に出力したものの 閲覧	100 枚までにつき 200 円	400 円	100 円
電磁的記録 6 ファイル	用紙に白黒で出力した ものの交付	用紙 1 枚につき 10 円	1,480 円	1,180 円
用紙に出力した場合 合計 148 枚 (うちカラー 4 枚)	用紙に白黒又はカラー で出力したものの交付	用紙 1 枚につき 白黒 10 円 カラー 20 円	1,520 円	1,220 円
	CD-R に複写したもの の交付	CD-R 1 枚につき 100 円に 1 ファイルごと に 210 円を加えた額	1,360 円	1,060 円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時・場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択して下さい。

日時：令和 3 年 6 月 29 日（火）から令和 3 年 8 月 31 日（火）まで（土・日曜・祝祭日を除く。）の 10:00 から 17:00 まで（昼休み 12:00～13:00 を除く。）

場所：内閣府大臣官房総務課（情報公開窓口）執務室内
東京都千代田区永田町 1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から 5 日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に発送予定

郵送料（見込み額）

写しの送付の場合：通常郵便物（定形外） 1kg まで 710 円

CD-R の送付の場合：通常郵便物（定形外） 100g まで 140 円

5 担当課等

内閣府大臣官房人事課庶務・文書係

TEL：03-5253-2111（内線 31311）